

2020年  
2月28日  
特別号

## タイにおける新取引競争法下におけるフランチャイズガイドライン

執筆者: 勝部 純、Siriwan Nopareporn

### 1. 始めに

近時、日本において、コンビニエンスストアの本部(フランチャイザー)と加盟者(フランチャイジー)に関する独占禁止法の適用の問題など、フランチャイズビジネスと独占禁止法を巡る諸問題が注目されています。他方、タイにおいても、フランチャイザーによるフランチャイジーの搾取防止等を目的として、新取引競争法下においてタイ取引競争委員会(Office of Trade Competition Commission(以下「OTCC」といいます。))によってガイドラインが発出され、本年2月4日に同ガイドラインが発効したため、タイにおいてフランチャイズビジネスを展開する日本企業も留意する必要があります。以下、詳述します。

### 2. フランチャイズビジネスとは

フランチャイズビジネスとは、一般的には、フランチャイザーがフランチャイジーに対して、特定の商標、商号等を使用する権利を与えるとともに、フランチャイジーの物品販売、サービス提供その他の事業・経営について、統一的な方法(マーケティングキャンペーン等)で統制、指導、援助を行い、これらの対価としてフランチャイジーがフランチャイザーに金銭を支払う事業形態を指します。

### 3. フランチャイズビジネスに対する取引競争法における規制の経緯

フランチャイズビジネスは、フランチャイザーが商品やサービスの品質を管理し、ブランド価値が下がることのないようにするために、フランチャイザーとフランチャイジーの間のフランチャイズ契約によって規律されます。この点、フランチャイズ契約において、フ

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

ランチャイジーがフランチャイザーから必要以上の商品を購入する条件を課したり、又は他ブランドの商品の販売やフランチャイザーが承認したもの以外のサービスの提供を行うことを禁止するなど、フランチャイジーに不利益が課される場合があります。

そこで、2016年、タイにおいて、フランチャイズビジネス運営法(Franchise Business Operation Act)を制定し、上記のような不当な行為を規制するとともに、フランチャイザーがタイ国籍を有していること、フランチャイズビジネスの登録、フランチャイズビジネスの内容の開示等を義務付けようとする動きがありました。しかし、結果として、当時検討されていた新取引競争法(Trade Competition Act)と重複することが懸念されたこと等を理由として、フランチャイズビジネス運営法は成立しませんでした(最終的に、取引競争法は2017年に制定されました。)

取引競争法には、特にフランチャイズビジネスに関して定める規定はありませんが、フランチャイジーに対する上記のような不当な行為は、取引競争法57条に定める「他の事業者に損害を与える不当な行為」に該当する可能性があります。すなわち、取引競争法57条は、事業者が他の事業者の業務を不当に妨害すること、市場支配力又は取引上の優越的地位を不当に利用すること、他の事業者の業務の運営を制限し又は妨げる取引条件を不当に設定すること、その他OTCCの告示で定める方法により、他の事業者に損害を与えるような行為を行うことを禁止しています。そして、タイ取引競争委員会は、2018年11月1日、他の事業者に損害を与える行為についての考え方に関するガイドラインを公表し、「市場支配力」や「優越的地位」について定義し、取引競争法57条に違反する行為の明確化を図りました。

そして、2019年10月30日、タイ取引競争委員会は、取引競争法57条との関係で、フランチャイズビジネスにおいてどのような行為が不正な取引方法に該当するかに関するガイドライン(以下「**フランチャイズガイドライン**」といいます。)を新たに公表し、同ガイドラインは2020年2月4日(Thai Royal Gazetteでの公表の60日後)に発効しました。

#### 4. フランチャイズガイドラインの概要

フランチャイズガイドラインの趣旨は、フランチャイズビジネスが自由かつ公正な競争環境で行われるようにするとともに、フランチャイザーがランチャイジーに損害を与えるような行為を行わないようにすることにあります。フランチャイズビジネスガイドラインの概要は以下のとおりです。

##### ➤ フランチャイザーの義務

- ✓ フランチャイザーは、フランチャイズ契約を締結する前に、自由、公正かつ透明な競争を確保するために、ランチャイジーに対して自己の事業内容を開示する義務がある。開示が必要とされる事項として、例えば、事業運営の費用(フランチャイズ料、ロイヤルティ料、マーケティング料等)、フランチャイズ事業運営計画(他のランチャイジーの数及び場所を含む。)、フランチャイズ契約において許諾される商標、特許及び著作権等の内容、並びに更新、変更及び取消に関するフランチャイズ契約条項がある。
- ✓ フランチャイザーは、フランチャイザーが管理・運営する支店を拡大するのに先立ち、まず、その地域に最寄りの店舗を持つランチャイジーに通知し、新しい支店を開設する権利を当該ランチャイジーに対して付与しなければならず、かつ、当該ランチャイジーがフランチャイザーに回答するための適切な期間を付与しなければならない。

## ➤ フランチャイジーに損害を与える可能性のある取引方法

- ✓ 合理的な理由なく、フランチャイジーのフランチャイズ権を制限する条件を課すこと。例えば、①フランチャイズ商品・サービスとは無関係の商品・サービスや付随的な商品・サービスをフランチャイザー又はフランチャイジーが指定する生産者、供給者若しくはサービス提供者のみから購入する義務をフランチャイジーに課すこと、②実際の需要量を超えて商品又は原材料を購入しなければならない割当量をフランチャイジーに課すこと、③残った商品又は原材料の返品を禁止すること等が挙げられる。
- ✓ フランチャイズ契約を締結した後、フランチャイジーが遵守すべき追加の条件を課すこと。例えば、フランチャイジーが他の商品・サービスを購入することや、フランチャイズ契約に規定された業務以外の業務を行うという条件を課すことが挙げられる(ただし、フランチャイズ事業の信用、品質及び水準を維持するために合理的な理由がある場合や必要がある場合を除く。もっとも、そのような場合も、追加条件は書面で示されなければならない。)
- ✓ 合理的理由なく、フランチャイジーが、同等の品質で安価な商品・サービスを提供する他の生産者、供給者又はサービスプロバイダーから商品・サービスを購入することを禁止し、フランチャイザー又はフランチャイジーが指定する生産者、供給者若しくはサービスプロバイダーから当該商品・サービスを購入することを強制すること。
- ✓ 合理的な理由なく、フランチャイジーが腐敗しやすい商品や期限切れに近い商品について値下げすることを禁止すること。
- ✓ 合理的な理由なく、フランチャイジー間で異なる条件を課すこと(不公正な取引方法による差別とみなされることとなる。)
- ✓ フランチャイザーの信用、品質及び基準を維持すること以外の目的でフランチャイジーに対して不適切な条件を課すこと。

フランチャイザーがフランチャイズガイドラインに違反し、不公正な取引方法を行ったとみなされた場合は、違反行為が行われた年の売上高の10%以下の金額の課徴金が科され得ます(取引競争法 82 条)<sup>1</sup>。また、当該フランチャイザーのタイにおける事業運営の初年度の違反である場合は、100 万バーツ以下の金額の課徴金が科され得ます(取引競争法 82 条)。また、違反者が法人であり、当該違反行為が当該法人の取締役、支配人若しくはその運営について責任を有する者の指示又は行為によって行われた場合、又はかかる者が一定の行為について指示又は行う義務があるにもかかわらずかかる指示又は行為をせず、その結果当該法人が違反行為を行うこととなった場合、かかる個人に対しても当該法人と同等の課徴金が科され得ます(取引競争法 84 条)。

## 5. 終わりに

フランチャイザーは、課徴金を科されることのないよう、フランチャイジーを不公正に抑圧するものとなっていないか等、フランチャイズガイドライン遵守の観点からフランチャイズ契約の内容を見直すことが望ましいと思われます。また、タイにおける今後の OTCC によるフランチャイズビジネスに対する執行の動向にも注視が必要です。

<sup>1</sup> 取引競争法 82 条の文言上は、課徴金の計算の基礎が、フランチャイザーの合計売上高なのか、タイにおけるフランチャイズ事業に関するフランチャイザーの売上高なのか、又はフランチャイザーの違反行為によって影響を受けるフランチャイジーに関するフランチャイザーの売上高なのか不明確といえます。もっとも、西村あさひ法律事務所が OTCC に対して照会を行った結果、OTCC から、フランチャイザーの違反行為によって影響を受けるフランチャイジーに関するフランチャイザーの売上高のみ考慮するとの回答を受けています。



かつべ じゅん  
**勝部 純**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[j.katsube@jurists.co.jp](mailto:j.katsube@jurists.co.jp)

2006年弁護士登録、2013年南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録、2017年カリフォルニア州弁護士登録。2014-2016年三井物産株式会社法務部アジア・大洋州法務室出向。会計不正、競争法違反、品質不正事案のクロスボーダーの危機対応案件等を中心に手掛ける。

近時のセミナーに「企業が直面しているさまざまなリスクと危機管理体制の構築」、「いま会社を知るべき品質不正対応の4つのポイント～あなたの会社を守るために何ができるのか～」等。



**Siriwan Nopareporn** SCL Nishimura 弁護士

[siriwan@siamcitylaw.com](mailto:siriwan@siamcitylaw.com)

2016年 SCL Nishimura に入所。2006年タイ Thammasat 大学法学部卒業(LL.B)、2010年英国 East Anglia 大学ロースクール卒業(LL.M)。競争法関係も含め、コーポレート及びコマースの分野を中心に手掛ける。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>